

## 事業評価実施規程

平成 16 年 4 月 1 日

平成 16 年度規程第 5 号

一部改正 平成 18 年 3 月 31 日平成 17 年度規程第 53 号

一部改正 平成 18 年 7 月 20 日平成 18 年度規程第 10 号

一部改正 平成 19 年 8 月 6 日平成 19 年度規程第 13 号

一部改正 平成 21 年 7 月 15 日平成 21 年度規程第 26 号

一部改正 平成 23 年 7 月 7 日平成 23 年度規程第 17 号

一部改正 平成 23 年 8 月 1 日平成 23 年度規程第 20 号

一部改正 平成 24 年 3 月 31 日平成 23 年度規程第 42 号

一部改正 平成 24 年 9 月 15 日平成 24 年度規程第 21 号

一部改正 平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度規程第 74 号

一部改正 平成 28 年 3 月 31 日平成 27 年度規程第 44 号

一部改正 2021 年 11 月 8 日 2021 年度規程第 16 号

一部改正 2023 年 3 月 31 日 2022 年度規程第 61 号

一部改正 2023 年 12 月 28 日 2023 年度規程第 24 号

一部改正 2024 年 6 月 30 日 2024 年度規程第 22 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号。以下「新エネルギー・産業技術業務方法書」という。）第 39 条第 1 項に規定する評価のうち、事業評価の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- 一 「評価事務局」とは、評価の事務局となる機構内の部署であり、評価のとりまとめの責任を負う。
- 二 「推進部署」とは、事業を推進する機構内の部署をいう。
- 三 「外部評価」とは、機構外の非利害関係者を評価者として行う評価をいう。
- 四 「事業」とは、機構が定めた目的、目標、実施期間などに基づき、実施者等を選定して実施する事業であって、業務の目的、内容及びその運営において一体を成すものをいう。
- 五 「テーマ」とは、「事業」の下、機構が個々の実施者と事業内容の細目を選定して実施する、実施単位をいう。

### (適用範囲)

第 3 条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 15 条第 1 号から第 15 号までに定める機構の業務のうち、技術評価実施規程の適用範囲を除く

事業に適用する。ただし、公的第三者機関において事業内容の評価検討等がなされている事業については、原則として適用しない。

（基本方針）

第4条 事業評価の実施に当たっては、新エネルギー・産業技術業務方法書及び本規程に定めるところによるほか、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中長期目標及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中長期計画の趣旨を踏まえるものとする。

（事業評価の目的）

第5条 機構が実施する事業評価の目的は、次のとおりとする。

- 一 業務の高度化等の自己改革を促進する。
- 二 社会に対する説明責任を履行するとともに、経済・社会ニーズを取り込む。
- 三 政策評価の観点から経済産業省の求めに応じ、情報提供する。

（事業評価の共通原則）

第6条 事業評価に当たっての共通原則は次のとおりとする。

- 一 評価の透明性を確保するため、評価結果及び評価方法を可能な限り被評価者及び社会に公表する。
- 二 評価の明示性を確保するため、可能な限り被評価者と評価者の討議を奨励する。
- 三 評価の実効性を確保するため、自己改革に反映しやすい評価方法を採用する。
- 四 評価の中立性を確保するため、可能な限り外部評価によって行う
- 五 評価の効率性を確保するため、必要な書類の整備及び不必要な評価作業の重複の排除等に努める。

（評価の時期による類型）

第7条 事業評価は、その実施時期により、事前評価、中間評価、終了時評価及び追跡評価に区分する。

（評価の実施に係る指導等）

第8条 事業統括部は、評価事務局に対し、指導及び助言を行うことができる。

（評価事務局）

第9条 評価事務局は、原則として、事業統括部とする。ただし、次の事項に係る評価事務局は、原則として推進部署とする。

- 一 事業に関する事前評価及び追跡評価
- 二 テーマに関する事業評価

（評価システムの見直し）

第10条 評価事務局は、評価システムをより精度の高いものとしていくために、評価作業が終了する度ごとに点検し、原則として毎年度評価システムの見直しを検討する。

(事業の評価)

第 11 条 事業については、中間評価及び終了時評価を行い、また、必要に応じて事前評価及び追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。

- 一 事前評価は、事業の開始時に、事業の位置付け及び実施方法について行う。
- 二 中間評価は、事業の必要性、効率性及び有効性を把握するとともに事業のマネジメントの改善に資するために行う。事業が 5 年以上の場合には、概ね 3 年毎を目処に実施する。実施期間が 5 年未満の場合でも、必要に応じて実施する。
- 三 終了時評価は、事業の終了時に、事業の効率性及び有効性等を把握するために行う。なお、事業の終了前に終了時評価を実施した場合において、終了時評価を実施した後から事業の終了までの間で成果等に大きな変動があったときは、事業の終了直後に終了時評価を見直すことができる。
- 四 追跡評価は、事業終了後の適切な時期に、事業が及ぼした経済的、社会的効果等について、必要に応じて追跡的に調査することを含めて行う。

(テーマの評価)

第 12 条 テーマについては、必要に応じて、事前評価、中間評価、終了時評価及び追跡評価を行う。具体的には次のとおりとする。

- 一 事前評価は、新規テーマの選定時に、テーマの内容及び実施体制等について評価する。
- 二 中間評価は、テーマの実施中に行い、テーマの中間目標達成度等を把握するために行う。
- 三 終了時評価は、テーマの終了時に、テーマの目標達成度等を把握するために行う。なお、テーマの終了前に終了時評価を実施した場合において、終了時評価を実施した後からテーマの終了までの間で成果等に大きな変動があったときは、テーマ終了直後に終了時評価を見直すことができる。
- 四 追跡評価は、テーマ終了後の適切な時期に、テーマが及ぼした経済的、社会的効果等について、必要に応じて追跡的に調査することを含めて行う。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、事業評価を実施するに当たって必要な事項は事業評価指針に定める。

- 2 前各条に定めるもののほか、事業評価の実施について疑義が生じた場合は、事業統括部と推進部署が協議の上、事業統括部が判断する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年度規程第 53 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年度規程第 10 号)

この規程は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年度規程第 13 号）

この規程は、平成 19 年 8 月 6 日から施行する。ただし第 4 条の改正規定は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

附 則（平成 21 年度規程第 26 号）

この規程は、平成 21 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（平成 23 年度規程第 17 号）

この規程は、平成 23 年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成 23 年度規程第 20 号）

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年度規程第 42 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年度規程第 21 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 15 日から施行する。

附 則（平成 26 年度規程第 74 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度規程第 44 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2021 年度規程第 16 号）

この規程は、2021 年 11 月 8 日から施行する。

附 則（2022 年度規程第 61 号）

1 この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

2 法人文書において、改正前の事業評価実施規程第 7 条で規定する「事後評価」の記載がある場合は、2023 年 4 月 1 日以降、「終了時評価」と読み替えるものとする。ただし、2023 年 3 月 31 日以前に完結等している事項で、読み替える必要がないものについては、この限りではない。

附 則（2023 年度規程第 24 号）

この規程は、2024 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（2024 年度規程第 22 号）

この規程は、2024 年 7 月 1 日から施行する。